八の九まで、一〇一七九、一〇一八〇の一から一〇一八〇の六まで、一〇一八一、一〇一八二の一、一〇一八二の二、一〇一八三の一から一〇一八三の七まで、一〇一八四の一から一〇一八四の三まで、一〇一八五、一〇一八六、一〇一八八、字西ノ前一〇〇二二から一〇〇二四まで、一〇〇二六から一〇〇二九まで、一〇〇三〇の一、字大石平一〇一一三、一〇一一五、一〇一一六、一〇一一七の一から一〇一一七の三まで、一〇一一八の一、一〇一一九から一〇一三七まで、石戸字馬木平七九〇の一、七九〇の二、七九一の一、七九一の二、七九二の一、七九二の二、七九二の四、七九三の一、七九三の二、七九四、七九五の一、七九五の二、七九六の一、七九七の二、七九七の三、七九九、八〇〇の一、八〇一、八〇二の一、八〇三、八〇四の一、八〇五、八〇六の一、八〇八の一、八〇九、八一〇の一、八一五、八一六の一、八一七、八一八の一、八一九、八二〇の一、八二一の一、八二一の二、八二二の一、八二二の二、八二三、八二四の一、八二五、八二六の一、八二七、八二八の一、八二九、八三〇の一、八三一、八三二の一、八三三、八三四の一、八三五の一、八三五の二、四四九三、四四九五の一、四四九六の一、四四九七から四五〇八まで、四五一〇の一、四五一〇の二、四五一一から四五一七まで、四五一九から四五三六まで、四五三七の一、四五三七の二、五八九八の一、五八九八の二、五八九九、五九〇〇の一から五九〇〇の三まで、五九一八、字荒沢五九七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向沢一九三八から一九四六まで、字栗ノ木場一九五六の一、一九六一の一、一九六一の二、一九六三の乙、字向新田二〇四一、二〇四一の乙、字立岩二〇七五、二〇七六、二〇八一、二〇八三の乙、二〇八五、二〇八六の一、二〇八六の二、二〇八七、二〇八八の一、二〇九一の乙、二〇九二から二一〇五まで、二一〇七から二一一八まで、二一一九の一、二一一九の二、二一二〇から二一二九まで、二一三一から二一三七まで、二一三九から二一四一まで、二一四七の乙、二一四八の一、二一四八の二、二一四九から二一五六まで、二一五七の一から二一五七の三まで、二一五九の一、二一五九の二、二一六〇、二一六一、二一六二の一、二一六二の二、二一六三から二一六七まで、二一六八の一から二一六八の三まで、二一六九から二一七二まで、二一八一、二一八二、二一八三の一、二一八三の二、二一八四、二一八七、二一八九の乙、二一九〇から二一九四まで、二一九五の一、二一九五の二、二一九七から二二〇〇まで、二二〇一の一から二二〇一の三まで、二二〇二の一から二二〇二の三まで、二二〇三から二二一六まで、二二二四の乙、二二二五から二二三〇まで、二二三一の一、二二三一の二、二二三三から二二四一まで、二二四二の乙、二二四三から二二四七まで、二二五六の一、二二五六の二、二二七四の乙、一〇一四八から一〇一五〇まで、一〇一五二、一〇一五三の一、一〇一五三の二、一〇一五四から一〇一七二まで、一〇一七三の一から一〇一七三の四まで、一〇一七四、一〇一七五の一から一〇一七五の六まで、一〇一七六、一〇一七七、一〇一七八の一から一〇一七八の九まで、一〇一七九、一〇一八〇の一から一〇一八〇の六まで、一〇一八一、一〇一八二の一、一〇一八二の二、一〇一八三の一から一〇一八三の七まで、一〇一八四の一から一〇一八四の三まで、一〇一八五、一〇一八六、一〇一八八、字西ノ前一〇〇二二から一〇〇二四まで、一〇〇二六から一〇〇二九まで、一〇〇三〇の一、字大石平一〇一一三、一〇一一五、一〇一一六、一〇一一七の一から一〇一一七の三まで、一〇一一八の一、一〇一一九から一〇一三七まで、字馬木平七九〇の一、七九〇の二、七九一の一、七九一の二、七九二の一、七九二の二、七九二の四、七九三の一、七九三の二、七九五の一、七九五の二、七九六の一、七九七の二、七九七の三、七九九、八〇〇の一、八〇一、八〇二の一、八〇三、八〇四の一、八〇五、八〇六の一、八〇八の一、八〇九、八一〇の一、八一五、八一六の一、八一七、八一八の一、八一九、八二〇の一、八二一の一、八二一の二、八二二の一、八二二の二、八二三、八二四の一、八二五、八二六の一、八二七、八二八の一、八二九、八三〇の一、八三一、八三二の一、八三三、八三四の一、八三五の一、八三五の二、四四九五の一、四四九六の一、四四九七から四四九九まで、四五〇一から四五〇八まで、四五一〇の一、四五一〇の二、四五一一、四五一二、四五一四から四五一七まで、四五一九、四五二一から四五二七まで、四五三二、四五三五、四五三七の一、四五三七の二、五八九八の一、五八九八の二、五八九九、五九〇〇の一から五九〇〇の三まで、五九一八、字荒沢五九七一の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町綱木字ヘツリ五一二三の三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市不知火町永尾字東勝負迫一六四九の二から一六四九の四まで、字南長尾一六五一の二、字北長尾一六五〇・一六五一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町涌井字城平一一二、一一三の一、一一四の一、一一七、一二八、一三一の一、一三一の二、一三二の一、一三二の二、一三五の一、一一三の二・一一六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城平一一二・一三二の一・一三二の二・一三五の一（以上四筆筆界未定地について次の図に示す部分に限る。）、一一三の一・一一三の二・一一四の一・一二八・一三一の一・一三一の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）